

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

平成三十年四月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
228	1-ブロモプロパン	(2)-73
229	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩	(2)-184 (9)-1971
230	カリウム=2-エチルヘキサノアート	(2)-611
231	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル=オ	(2)-642

クタデカノアート	(2)-766
232 2-tert-ブチルシクロヘキシル=アセタート	(3)-2311
	(3)-2345
	(3)-2356
233 フルフリルアルコール	(5)-31
234 アクリル酸重合物	(6)-898
235 ナトリウム=α-(カルボキシラトメチル)-ω-(ドデシルオキシ)ポリ(オキシエタン-1,2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は1から100までの整数とする。)	(7)-114
236 α-ヒドロ-ω-ドデカンアミドポリ(オキシエタン-1,2-ジイル) (繰り返し単位の繰り返し数は2から101までの整数とする。)	(7)-264